

\*内閣府「若年層の仕事と生活に関する意識調査」(2004)に基づき再集計をおこなった。

\*内閣府「青少年の社会的自立に関する意識調査」(2005)に基づき再集計をおこなった。

国立社会保障・人口問題研究所 2006 『非正規就業の増大に対応した社会保障制度の在り方に関する研究報告書』所内研究報告第16号より転載

図4-6 非正規就業者の年齢コート別ジニ係数  
『若年層の仕事と生活に関する意識調査』(2004)

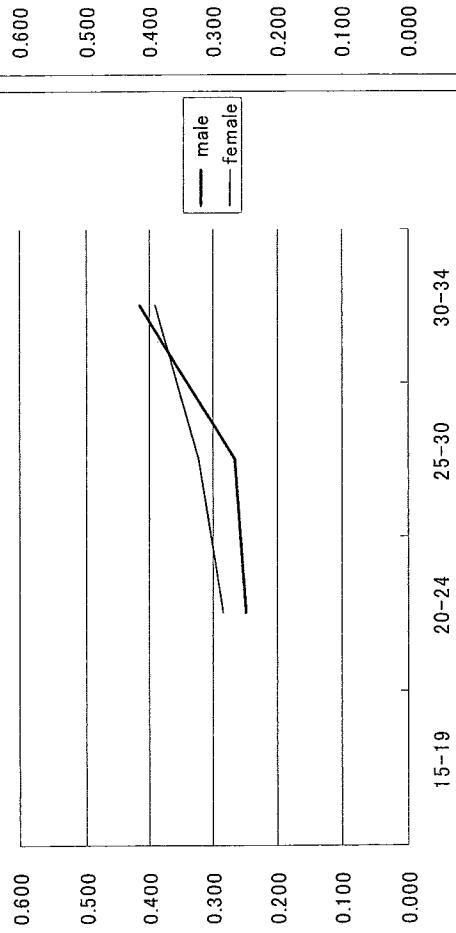
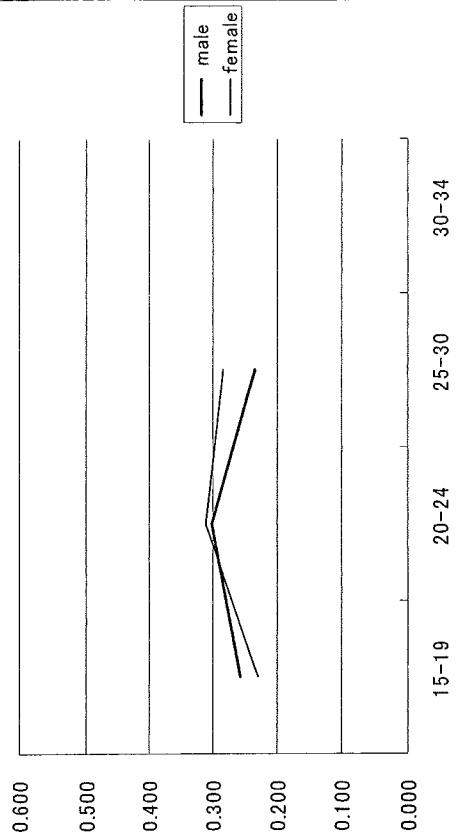


図4-7 非正規就業者の年齢コート別ジニ係数  
『青少年の社会的自立に関する意識調査』(2005)



\* 内閣府「若年層の仕事と生活に関する意識調査」(2004)に基づき再集計をおこなった。

\* 内閣府「青少年の社会的自立に関する意識調査」(2005)に基づき再集計をおこなった。

国立社会保障・人口問題研究所 2006 『非正規就業の増大に対応した社会保障制度の在り方にに関する研究報告書』所内研究報告第 16 号より転載

図4-8 非正規就業者の年齢コホート別ジニ係数(派遣・契約含む)  
『若年層の仕事と生活に関する意識調査』(2004)

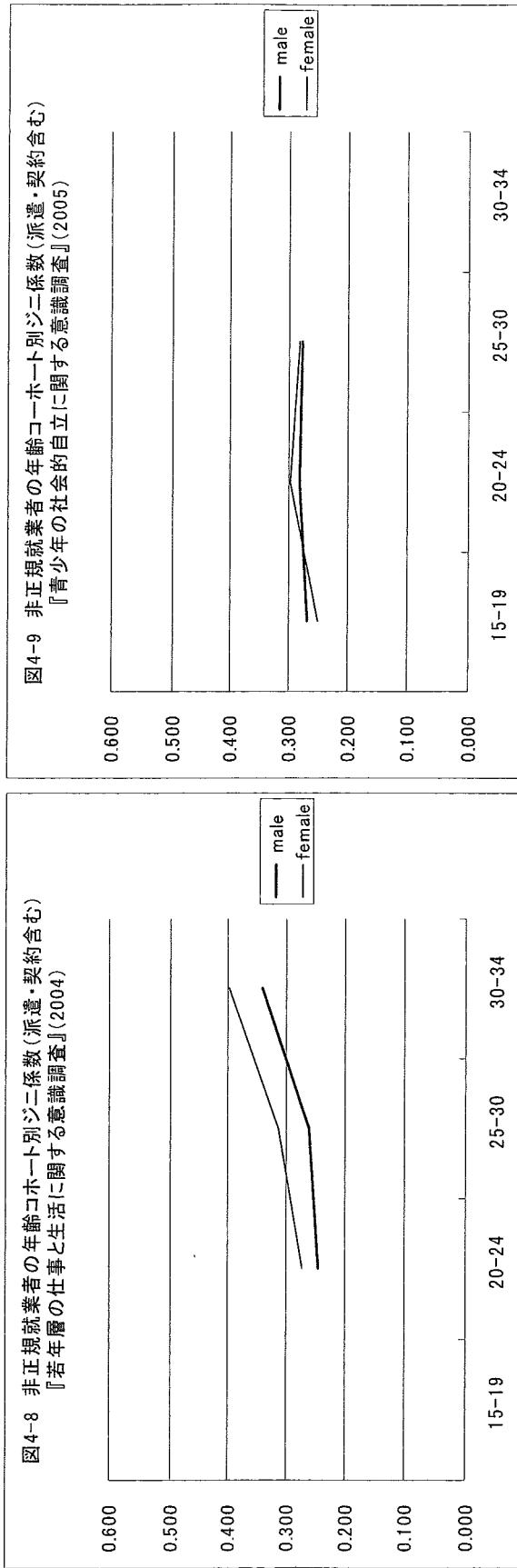
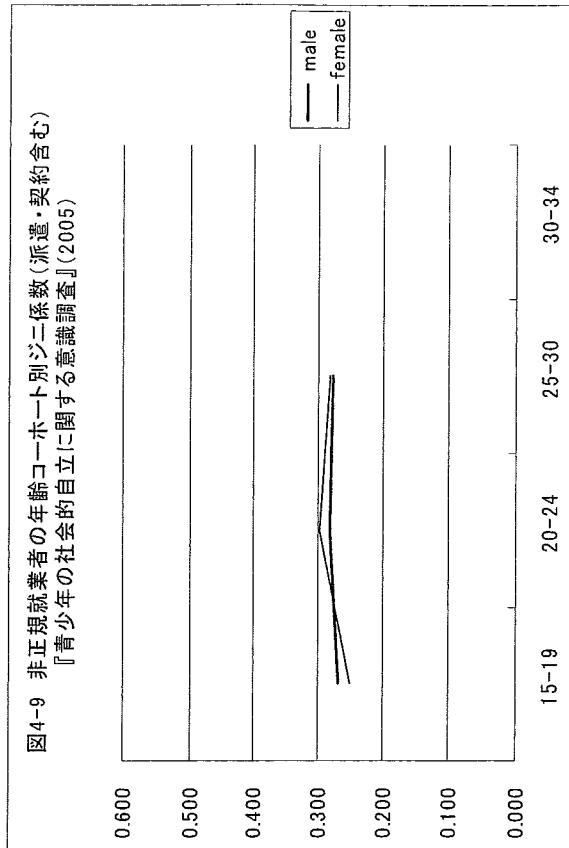


図4-9 非正規就業者の年齢コホート別ジニ係数(派遣・契約含む)  
『青少年の社会的自立に関する意識調査』(2005)



\* 内閣府「若年層の仕事と生活に関する意識調査」(2004)に基づき再集計をおこなった。

\* 内閣府「青少年の社会的自立に関する意識調査」(2005)に基づき再集計をおこなった。

国立社会保障・人口問題研究所 2006 『非正規就業の増大に対応した社会保障制度の在り方に関する研究報告書』所内研究報告第16号より転載

# あいりん地区における生活保護受給者の自立支援 一路上から居宅への移行プロセスから一

稻田七海

(国立社会保障・人口問題研究所 客員研究員)

## 1. はじめに

野宿生活者（ホームレス）の増加が社会問題化した1990年代中盤から約10年が経過した。この間、野宿生活者問題の深刻化に伴い、民間支援団体による支援活動が活発に展開されてきた。そして2002年には、支援団体からの積極的な働きかけにより「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が成立し、各自治体では野宿生活者への自立支援事業が開始されることになった。しかし、こうした自立支援事業は就労自立へ向けた支援体系が主となっており、自立になじむ野宿生活者をクリームスキミングする形で実施されているなどの問題点も多い。そのため、自立になじまない野宿生活者は自ずと支援事業の対象からも排除され、結果的に純粋な排除対象者（西澤2005）となる。こうした野宿生活者をめぐる被排除の重層性はいかにして克服されるべきか。

そこで本稿は、「野宿」という労働市場や就労支援施策からの排除を経験した元野宿生活者が生活保護制度に包摂される過程を明らかにするとともに、保護受給以後の生活支援の実態と有効な支援策についての検討を試みる。また、このような支援の過程において、コミュニティのもつ社会資本がどのように活用され生活保護受給者の自立支援に寄与しているかについても考察を行う。

## 2. 問題の所在と目的

あいりん地区（釜ヶ崎）は、日本最大の「寄せ場」（日雇労働市場）として、多くの日雇労働力を供給してきた。しかし、近年の経済構造の変動により従来の「寄せ場」としての機能は急速に縮小化しつつある。この背景には、建設土木業や港湾荷役などの日雇労働求人数の減少、とりわけ中高年層の求人数が大幅に減少したことが第一の要因として存在している。この結果、多くの日雇労働者が長期失業状態に陥り、恒常的な野宿生活状態を余儀なくされた。さらに、「寄せ場」からあふれ出た野宿生活者は大阪の都市一円に顕在化すると同時に、野宿生活者への公共空間からの排除や度重なる野宿生活者暴行事件などによって、深刻な社会問題として扱われるようになった。こうして「寄せ場」に端を発した野宿生活者問題は、1990年代後半によりいっそう深刻化を増していくのである。

野宿生活者の社会問題化とはすなわち、これまで「寄せ場」のみで完結していた問題が、都市空間に可視化されたことにより生じた新たな都市貧困問題として位置づけることができよう。こうした問題の深刻化、複雑化は、あいりん地区における既存の各種労働団体を突き動かし、多種多様な支援が展開される重大な契機となった。また、日雇い労働者の失業増大により経営が悪化したあいりん地区内の簡易宿泊所は、野宿生活を経由した生活保護受給者を対象とした共同住宅への経営転換が急速に進められ、建造環境の面からみても過去に例を見ない大転換期を迎えている。このよう

に、あいりん地区は従来の「寄せ場」としての機能にかわり、野宿生活者支援のためのハード、ソフト両面の社会資源が集中した地区となり、元野宿生活者を「畳に上げる」といった支援機能が際立つ地域となってきている。しかし、「畳に上げる」までステップ（「住所」を得て生活保護制度のルートにのる場合、ならびに、自立支援センター等を経由して就労による自立を図るルートにのる場合）までの具体的なプロセス、そして、その後の生活を維持していくための具体的な自立支援のプログラムやアフターフォローのシステムは、十分に明らかにされていない。そこで本稿では、あいりん地区において実施されている自立支援の取り組みについて詳述することを第一の目的とする。具体的には、あいりん地区内で展開されている元野宿生活者向けの支援付き住宅であるサポートハウスを事例に、野宿生活者への住宅支援のプロセスと生活保護受給者への自立支援プログラムの実態について検討する。なぜなら、生活保護受給者の自立支援に関しては、生活保護制度見直しとともに自立支援プログラムの導入により、今後ますます「自立」と支援の適正化に感心が注がれるためである。また、自立支援プログラム事業の担い手となる社会資本を明確にしておく上でも、現在活動している支援の取り組みを明らかにすることは、大変意義深いと考えるためである。

なお本稿は、筆者が2001年から2005年にかけて行ったあいりん地区での支援団体のスタッフや元野宿生活者へのインテンシブな聞き取りが中心となっている。使用したデータは、聞き取りデータの他に支援団体の会報、行政資料、住宅地図などである。これらをもとに、まず、過去8年間ににおける簡易宿泊所の経営形態の変化を調査し、「寄せ場」の建造環境の変容を明らかにする。次に聞き取りや参与観察によって明らかになったあいりん地区での民間セクターによる支援の取り組みについて述べていく。

### 3. 野宿生活者の増加と「寄せ場」

あいりん地区における野宿生活者の増加は、労働市場の縮小や経済構造の変動などのマクロレベルでの要因が直接的に関わっているものの、それだけに原因を求ることはできない。「寄せ場」における野宿生活者を考える場合、雇用関係や家族関係の不安定性と野宿生活化との強い結びつきなどのミクロレベルの要因は無視できない。この点に関して森田（1997）は、日雇い労働者の不安定な雇用関係や労働条件が規定する生活基盤そのものが脆弱であるため、野宿生活が不可避な生活形態として野宿生活者の生活構造に組み込まれてきたことを指摘している。また、日雇い労働者はその不安定な雇用関係<sup>1</sup>から、雇用保険や年金等の社会保障制度からはこぼれ落ちることとなり、失業や仕事で障害を負った際のセーフティーネットが十分に機能しないことも野宿生活者を生成する原因の一つとなっている。

以上のような脆弱な生活基盤を背景に、釜ヶ崎での野宿が長期恒常化する元日雇い労働者は増加し続け、釜ヶ崎から多くの寄せ場型労働者の野宿生活者が大阪市全域へと拡散し始めた。その一方で、釜ヶ崎の外部からは、「非寄せ場型」労働者であった野宿生活者が仕事を求めにやってくるが、就労がかなわぬまま野宿を継続し、釜ヶ崎に滞留し続けることになる。このように、野宿生活者の多くは、日雇いの仕事や炊き出しなどの資源を求めて一度は釜ヶ崎を経由しながら都市空間を循環してきた。しかし、旧来の「寄せ場」としての機能が持続しているのならば、このような外部から

の失業求職者も安価な労働力としてプールし、釜ヶ崎のなかに囲い込んでおくことはできたであろう。ところが、このような失業者の受け入れと雇用機会を提供してきた「寄せ場」そのものが縮小、弱体化していることで、日雇い労働者や失業者などの不安定層を社会につなぎとめる装置（岩田 2004）として機能しなくなったのである。

こうして、あいりん地区は「寄せ場」としての機能が衰退化し、多くの野宿生活者を生成するに至った。次章では「寄せ場」の変容のプロセスを明らかにするために、あいりん地区における民間の社会運動団体の活動に着目していく。

### 1) あいりん地区と釜ヶ崎

あいりん地区と釜ヶ崎はほぼ同じ地域を示す<sup>2</sup>が、あいりん地区とはマスコミ・行政用語での地名であり、釜ヶ崎は明治時代の字名の名残である。現在では簡易宿泊所が集中的に立地する空間を漠然と釜ヶ崎と俗称しているものの、明確な境界を持つものではない（原口 2003）。一方で、あいりん地区は、図1が示すように町丁、番地に至るまで、厳密に他地域とは区別されている<sup>3</sup>。というのも、「あいりん」という地名は、1961年におきた第1次暴動<sup>4</sup>以後に命名されたものである。この命名は、そもそも釜ヶ崎と称されていた地域のイメージ回復と環境浄化を目的として、1961年の暴動の翌年に大阪府・大阪市・大阪府警本部による「三者協議会」によって行われたものである。この際に、労働・医療・福祉・治安の充実が政策的な課題として掲げられ、介入施策としての「寄せ場」対策が実施してきたのである。

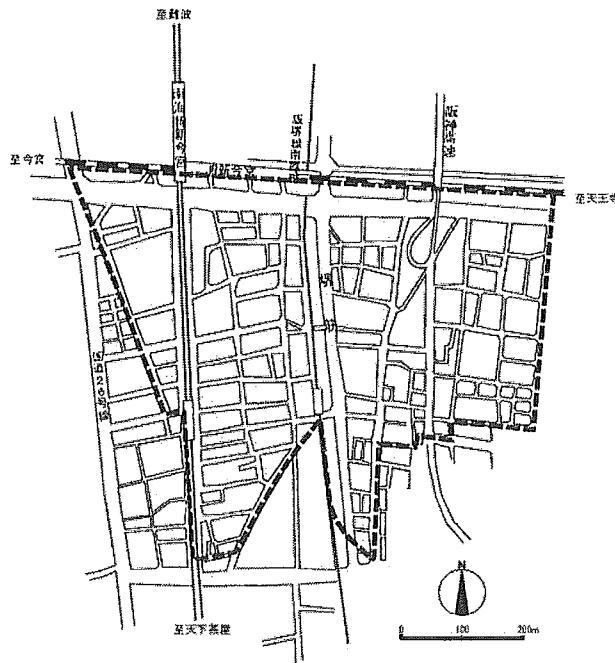


図1 あいりん地区

### 2) 「あいりん体制」と野宿生活者支援の系譜

以降、環境浄化と地域イメージの回復を目的としてあいりん地区に限定した具体的な施策が実行されることになる。しかしながら、この施策の下で、日雇い労働者と雇用者の関係管理や医療福祉

面での対策の充実は図られたものの、一度仕事を失い野宿生活状態になった者への対応は十分にはなされてこなかった。あいりん地区への介入の施策は、1962年年の愛隣会館や西成労働福祉センターの設立に始まり、1970年にあいりん公共職業安定所、大阪社会医療センターなどを含む「あいりん総合センター」の開設、さらには1971年の愛隣会館と中央更生相談所との合併による市立更生相談所が開設へと、集中的に投下されてきた。そして、地区内に存在する日雇い労働者の生活の場としての簡易宿泊所を集中的に整備・管理することで、日雇労働力を供給・再生産する施策としての「あいりん体制」が確立した。

この中でも、あいりん地区での福祉事務所としての役割を担っているのが市立更生相談所である。この施設は、大阪市立更生相談所条例に「あいりん住民の福祉の向上を図るため、労働者を対象とした各種の相談・保護事業と、環境改善の事業を行う機関」と定められているものの、そこでの業務は日雇い労働者のケガや病気に対応する施設や病院への措置・入院手続きが中心となっており、失業による日雇い労働者の野宿生活への移行を防止するセーフティーネットとしては十分に機能してこなかった。

そこで、公的なセーフティーネットの補完あるいは代替機能として登場したのが、日雇い労働者の権利と生活を支援する各種労働運動体やキリスト教団体などの、民間団体によって展開される野宿生活者支援活動である。1975年頃から野宿生活者に食事を提供する炊き出しや、夜間に野宿する人への安否確認のための夜回りなどのさまざまな活動が行われてきたが、1990年代以降、団体の数も増加し、その活動内容も急速に活発化し始めた。この背景には、日雇い労働者の長期失業による野宿生活化とその増大や、1990年代中期に続出した野宿生活者襲撃事件などに代表される野宿生活者の「社会問題化」が契機として存在した。

このような民間の支援活動の中で、最も代表的なものが野宿生活者へのアウトリーチ活動である。アウトリーチ活動とは、支援団体のメンバーが、野宿生活を送っている人々のもとまで直接出向くことを意味する。具体的には、簡単な食事の差し入れや、健康面での相談を通じて野宿生活者の現在の困難を把握し、それぞれの状態にあわせた遭遇の道を開くという支援の形態をとる。この活動は、継続的に野宿生活者と向き合うことで、各々の抱える問題を根本まで掘り下げて把握するだけでなく、医療・法律などの分野と積極的に連携を図ることで支援の輪を広げ、さらには行政施策に働きかけるまでに影響力を持ってきた。あいりん地区での野宿生活者への居宅保護受給実現や、高齢者特別清掃事業による雇用の獲得、緊急一時避難所（シェルター）や生活ケアセンターの運営などの公的なサービス獲得<sup>5</sup>は、支援団体の運動の長年にわたる成果でもある。なかでも、就労不可能となり生活困窮に陥った日雇い労働者への生活保護制度の運用方針が、従来の「日雇い労働者への生活保護運用は施設保護のみ」という限られた運用から、居宅保護も認めるように転換されたことは、支援運動の最大の成果でもある<sup>6</sup>。その結果、病気や高齢などを理由に仕事を離れた日雇い労働者が、施設ではなく「居宅」で生活保護受給が運用上可能となつたのである。

こうして、あいりん体制の福祉部門を補完することからはじまった支援の取り組みは、野宿生活者を釜ヶ崎の地域で支えることを目的とした支援者主体のまちづくりへと発展し、旧来の「寄せ場」としての釜ヶ崎を大きく変容させていった。こうした動きの原動力となり、持続させる基盤となつ

たのが、多様な支援プログラムを持つ各団体のネットワーク化である。

以下では、釜ヶ崎でのまちづくりの中で考案された野宿生活者のための居宅支援の実態と生活支援の具体例について述べていく。

#### 4. ネットワーク化された地域居住支援

ここでは、釜ヶ崎でのまちづくりの市民団体「釜ヶ崎のまち再生フォーラム」<sup>7</sup>（以下、「再生フォーラム」）と簡易宿泊所の経営者の活動に着目し、釜ヶ崎における民間支援団体のネットワーク化について論じていく。はじめに、まちづくり運動の中で生まれた野宿生活者支援のためのサポーティブハウスが設立されるまでのプロセスを釜ヶ崎の簡易宿泊所の変化とあわせて詳述する。次に、民間部門と公的部門の相互補完的な野宿生活者支援のシステムの実態をサポーティブハウス設立後の取り組みと生活保護制度の運用実態の側面から明らかにする。最後に、これらの支援が元野宿生活者の地域定着と自立にどのような影響を与えていたかを、サポーティブハウス入居者の定住志向とあわせて検討する。

##### 1) 簡易宿泊所の変遷とサポーティブハウス設立のプロセス

サポーティブハウスとは、まちづくり運動の中から発生した野宿生活者への居住支援と生活再建を支援する共同住宅である。このシステムは、もともと釜ヶ崎での野宿生活者問題を検討する研究者・専門家グループである「釜ヶ崎居住懇」と再生フォーラムとの合同の学習会で検討・提案されたものであり、ニューヨークのNPO団体である「コモングラウンド」での先駆的な取り組み<sup>8</sup>を参考にしている。ここで目標とされたことは、釜ヶ崎のまちに存在するあらゆる物的・社会的・人的な資源を最大限活用することで、野宿生活者の居住を保証するためのハードとソフトを兼ね備えた住まいづくりを実現することであった。そこで、設立実現に向けての地域資源として、ソフト面での資源として期待されたのは地域で活動している支援団体であり、ハード面での資源として注目されたのが、野宿生活者の増加とともに稼働率が低下し経営が困難になった簡易宿泊所であった。簡易宿泊所が共同住宅として転換された背景には、稼働率低下等の経営上の問題とともに、一部の簡易宿泊所の経営者がまちづくりへの積極的な関わりを持ち始めたことが深く関わっている。

「再生フォーラム」によるまちづくり運動の取り組みが具体化してくる1999年から2000年にかけては、簡易宿泊所での稼働率は日雇い労働者の長期失業に連動して低下し、転業や廃業に追い込まれる状態にあった。ここでは、まちづくりに関わった個人の各々の詳細な活動を見る前に、簡易宿泊所の1992年から2005年にかけての分布の変遷をもとに釜ヶ崎の建造環境の変遷を明らかにしておこう。

表1 簡易宿泊所と共同住宅の変遷

	1992年		1997年		2002年		2005年	
	簡宿	共同住宅	簡宿	共同住宅	簡宿	共同住宅	簡宿	共同住宅
萩之茶屋1	67	11	62	12	45	22	38	29
萩之茶屋2	64	9	63	10	41	33	39	35
萩之茶屋3	22	29	20	23	11	34	9	36
太子1	56	23	51	23	40	39	36	43
太子2	5	10	5	8	2	11	2	11
合計	214	82	201	76	139	139	124	154

(1992年～2002年はゼンリン住宅地図1992年度版、1997年度版、2002年度版及び簡易宿泊所経営者からの聞き取りによる、2005年は大阪市による)

表1は、萩之茶屋地区（萩之茶屋1丁目～3丁目）と太子地区（太子1、2丁目）における1992年から2005年までの簡易宿泊所と共同住宅の変遷を示したものである。また図2は表1のデータをもとに1997年と2005年での金ヶ崎における簡易宿泊所と共同住宅の分布を地図化したものである。

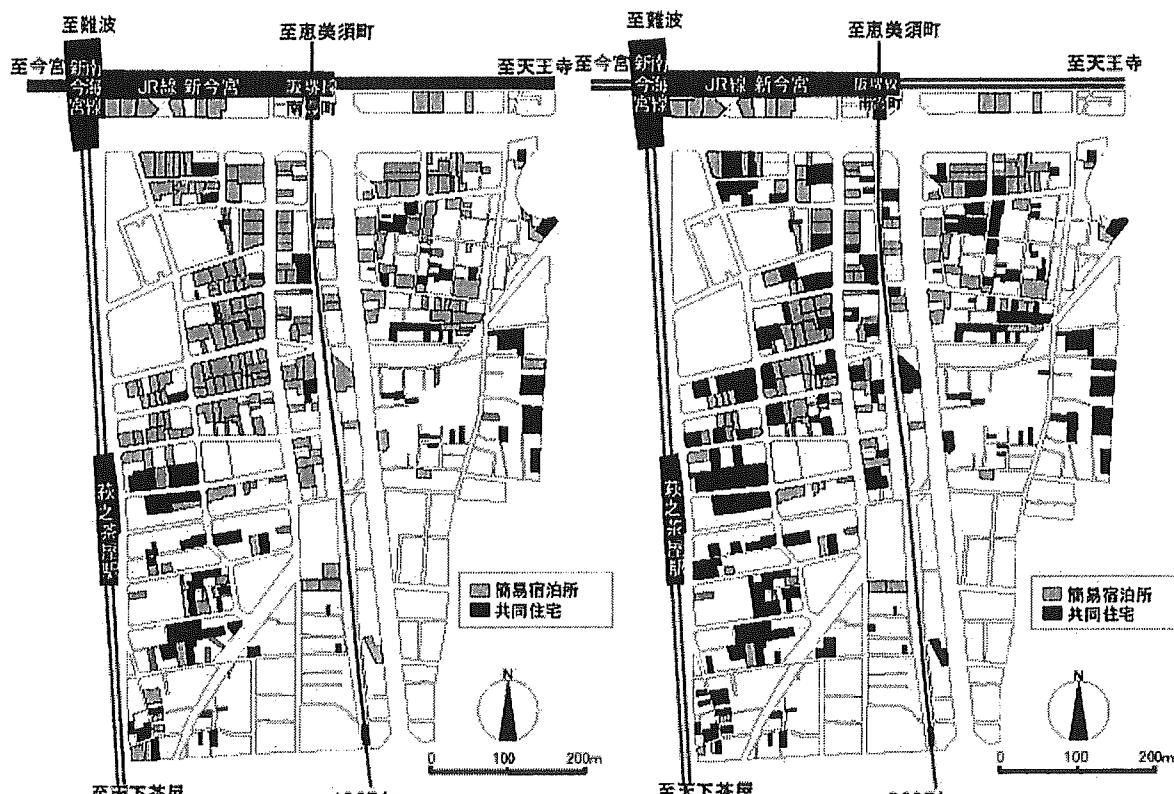


図2 金ヶ崎における簡易宿泊所と共同住宅の分布変化(1997-2005)

(1997年は「ゼンリン住宅地図大阪市西成区」2005年は現地での調査と大阪市調べによる)

これらの分布やデータから、10年間で簡易宿泊所は90軒減少していることがわかる。92年から97年にかけてはわずか13軒の減少であるが、97年から02年にかけては62軒と、かなりの簡易宿泊所が廃業・経営転換している。また、92年から05年にかけて廃業・経営転換した90軒のうち、共同住宅への経営転換は59軒となっている。

このように、多くの簡易宿泊所が宿所から共同住宅に経営転換した背景には、経営上の困難への

対応としてだけでなく、「元お客様」の元日雇い労働者である野宿生活者への特別な思い入れと、釜ヶ崎の再生を願う一部の経営者の存在があった。あるサポーティブハウスの経営者は、転換以前の思いをこう述べる。

この近辺を歩いてると、昔のお客さんにいっぱい会うわけですよ。炊き出しに並んでたりただ道に座ってたりしているから。僕に気付くと、さっと目をそらすんですよね。野宿しているのを見られたくないんでしょうね。こちらもなんだか申し訳なくなってきて、どうにかして、お客様たちに、自分の建物に戻ってきてもらえないか、野宿の問題に役に立てることはないか、と考えるようになったんですね。

このように、まちの再生と野宿生活者支援への取り組みに関心を持つ簡易宿泊所生活衛生同業組合（簡宿組合）の一部のメンバーによって、1999年に「空室2000室プラン」という簡易宿泊所の空き室を利用した野宿生活者支援の独自の計画が打ち出された。これは、簡易宿泊所の空き室2000室を行政が借り上げる形で、野宿生活者のための体力回復、医療受診、再就労への支援を行うシェルターとして活用するという案であった。簡易宿泊所の経営者たちは、この計画案を行政に陳情するなどの地道な活動を行ってきたが、行政からの明確な返答がなかなか得られない状態が続き、活動に限界が見え始めていた。そのような中、ある簡易宿泊所の経営者が、簡易宿泊所を野宿生活者向けの支援付き住宅へ転換を単独事業として行うことを決意したことや状況はめまぐるしく変化していく。そして、この転換への動きを「再生フォーラム」が全面的にバックアップすることで、公的な支援や助成は受けず、民間セクターのみで運営される簡易宿泊所活用型の野宿生活者居宅支援が具現化されることになった。

以上のように、個別に支援策を模索していた簡易宿泊所の経営者らと「再生フォーラム」がまちの再生という理念のもとで出会ったことが、サポーティブハウス設立の契機となった。そして、簡宿組合に所属する一部の簡宿経営者の連携と協力のもと、敷金・礼金なし、生活相談スタッフの常駐、共同リビングの設置という基準を満たしたサポーティブハウスが、野宿生活者向けの生活支援住宅として正式に運営されるに至ったのである。

## 2) 路上から居宅への移行プロセスと生活保護制度

釜ヶ崎内の簡易宿泊所がサポーティブハウスなどの共同住宅に運営転換されたことで、元野宿生活者向けの居室が数多く用意された。しかし、居室が多く用意されたとはいえ、野宿生活者が単独でサポーティブハウスに入居し、野宿生活を脱するまでには幾多もの困難が待ち構える。というのも、野宿生活者には生活保護制度やサポーティブハウス存在などの、福祉制度や支援に関する情報がなかなか入ってこない状態にあるためである。それ以前に、野宿生活者は定まった住所を持たないため、野宿生活者が公共サービスにアクセスすることは制度的に不可能であるという本質的な問題がある。現行の大阪市での生活保護制度<sup>9</sup>の運用は、受給者の現住所が確認できる、すなわち受給者が住民登録していることが第一条件となっている。そのため、特定の居所を持たない野宿生活者は、保護適用の対象外となる。たとえ、簡易宿泊所に滞在することができても、簡易宿泊所は住居とみなされないため、大阪市では東京都や横浜市ならびに川崎市で実施されている「ドヤ保護」は認められていない。また、2003年まで大阪市は野宿生活者の生活保護適用に当たって敷金の支給を

行ってこなかつたため、居宅保護を受ける場合、野宿から一般の住宅への移行は困難な状態にあつた。したがつて、住所を持たない野宿生活者が一般の住宅に入居するまでには、様々なハードルを越えなくてはならないし、住宅に入居した後でも生活保護受給のための煩雑な事務作業は民間の支援団体によるサポートなしには実現し得ない。

図3は野宿生活者がボランティアの支援を通して生活保護を受給するまでのプロセスと、サポートハウスに入居した後に受ける支援を図式化したものである。

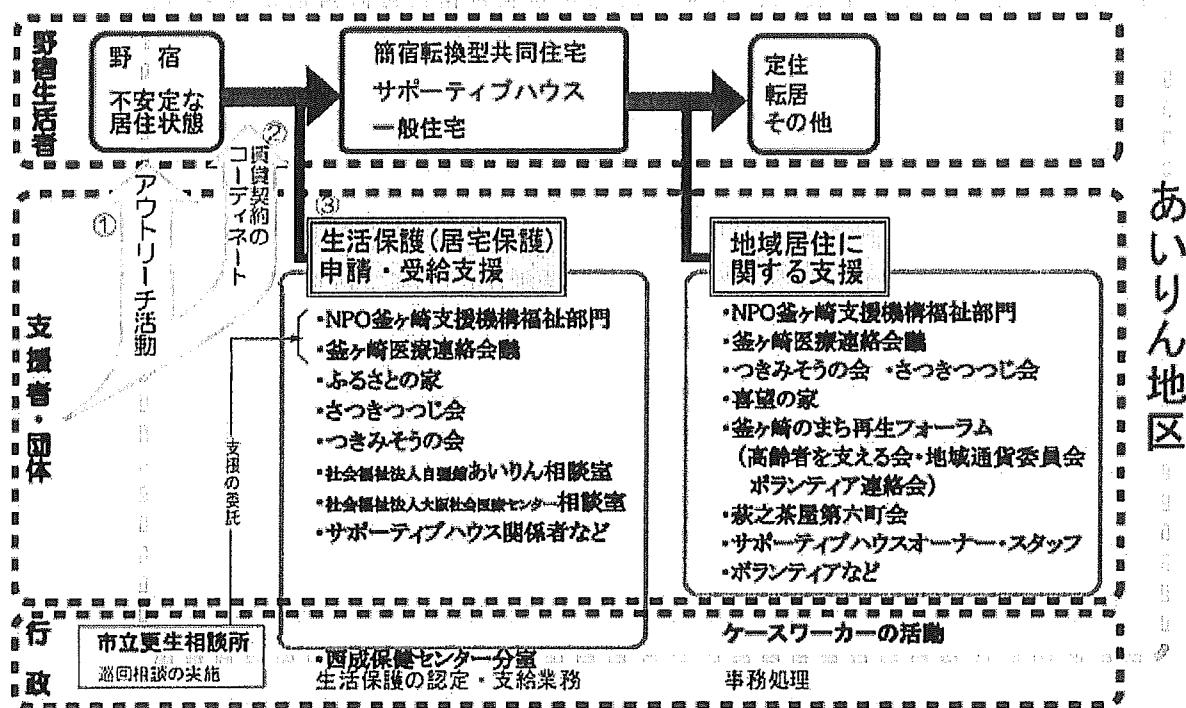


図3 行政と野宿生活者を仲介する民間支援団体の取り組み

(釜ヶ崎のまち再生フォーラム資料および聞き取りをもとに作成)

支援の順序は①～③の数字で示してある。野宿生活者への支援は、支援団体のアウトリーチ活動から開始され（矢印①）、野宿生活者の年齢、健康状態、労働意欲などに合わせて、支援団体による対処がなされる。このうち、生活保護受給可能であり、居宅による生活保護を受給する意思のある野宿生活者には、支援団体をとおして住宅の斡旋が行われ、野宿生活者はサポートハウスをはじめとする共同住宅の経営者と賃貸契約を取り結ぶ（矢印②）。その後、野宿生活者は支援団体の職員から手助けを受けながら福祉事務所で申請の手続きを行う（矢印③）。こうして、住宅への入居と生活保護受給の手続きは終了する。この支援のプロセスをとおして、これまでに大阪全域でアウトリーチされた約1200人の野宿生活者に対し、サポートハウスでの居宅支援が提供してきた。このように、簡易宿泊所経営者や民間支援団体の民間セクターと生活保護制度の相互補完的な支援が進められた結果、多くの野宿生活者が野宿生活を脱することが可能となった。

こうして、かつては空室が目立った簡易宿泊所の建物は、宿所から共同住宅に運営転換することで、野宿生活者を「賃貸契約者」として受け入れ、建物の空室を埋めていった。そうすることで、経営者には入居者の月々の生活保護費からコンスタントに支払われる家賃収入が約束され、経営状

態が好転してきた建物もいくつかみられる。そのため、ビジネスチャンスとしての野宿生活者支援が着目され、参入を図る簡易宿泊所経営者も多く現れるようになってきた。しかし、それらの住宅の多くは、サポートタイプハウスのような生活支援を実施していない。そのため、釜ヶ崎のまちづくり運動の中では、これらの住宅を「看板架け替え型住宅」<sup>10</sup>と称し、サポートタイプハウスとの区別化をはかることで、野宿生活離脱後の生活支援の重要性を強調している。

### 3) 入居者の属性と生活支援プログラム

以上のように、野宿生活者への居住支援を支える住宅が用意され、生活保護受給が可能となった約1200人の元野宿生活者が、釜ヶ崎のまちへ「住民」として戻ってくることとなった。

しかし、元野宿生活者への支援は、住まいを提供しただけで完了するものではない。脱野宿生活後の支援は、畠の上にあがるまでの支援よりむしろ畠の上にあがって以降が重要であると言われている。というのも、長期にわたる過酷な野宿生活は野宿生活者に肉体的にも精神的にも大きな負担を強いている。また、元野宿生活者の日雇い労働者時代の生活は、現場から現場へあるいは雇い主から雇い主へと移動を繰り返すものであった。こうした一日更新の生活を長年継続してきたため、定住して生活を営んでいくことに慣れていない者が多く、掃除、金銭管理などの日常生活に関する様々な問題のみならず、アルコールやギャンブルなどの問題を抱える入居者が多い。このような独特の問題が居宅生活に移行する中で表ってきたために、居宅での生活を足がかりとした市民社会へ復帰するまでのアフターケアこそが重要であり、専門的な知識や技術が必要であるという認識が支援者の間で高まってきたのである。

ここでは、まず、具体的な生活支援のプログラムを述べる前に、支援の対象である居宅保護受給者の属性はどのようなものであるかを確認しておく。これを明らかにするにあたり、2002年に野宿生活者居住支援研究委員会がサポートタイプハウス入居者約600人に対して行った調査を参考にする<sup>11</sup>。

#### ①入居者の属性

この調査によると、入居者の半数以上が、釜ヶ崎で活動する野宿生活者支援団体からのアウトリーチを経由して入居しており、入居者の男女比は98:2で、圧倒的に男性が多い。年齢層は生活保護の適用基準を反映して高齢となっており、約80%が65歳以上である。また、入居者の約90%が生活保護を受給しており、65歳以上の年金受給者は入居者のうちわずか6%程度である。このことから、従来の社会保障制度から漏れた高齢者が多く生活していることがうかがえる。また、入居者のうち、家族に所在を知らしている人はわずか7%であり、ほとんどの入居者が家族との連絡をとっていない状態にある。さらに、未婚者も約半数に上ることから、入居者の多くは、家族や世帯とは非常に縁が薄い状態にあるといえる。加えて、健康状態をみてみると、半数以上の入居者がなんらかの持病を抱えており、同じく半数が定期的に病院に通院している。主な疾病は、高血圧症、肝炎、腰痛、結核、アルコール中毒症など、日雇い労働者に特徴的といわれる持病が多くみられる。

このように、サポートタイプハウスの入居者は、公的な社会保障の制度の恩恵を受けられないうえ

に、家族からのサポートも望めない状態にある。さらには肉体的な疾病や障害も多く抱えており、単独での生活を行うことが困難であることがうかがえる。

## ②生活支援プログラムの具体例

以上のような入居者の特性を踏まえた上で、サポーティブハウスでは、日常の安否確認、健康管理、コミュニケーションの3点に重点を注がれた共通サポートが行われている。これ以外にも、各々のハウスごとに独自のサポートを提供しているが、これらのサポートはハウスの垣根をこえて利用することも可能である。

前述したように、入居者の多くは、簡易宿泊所や飯場での生活期間が長期にわたることから、炊事・洗濯・掃除などの家事経験に乏しく、単独で生活を送っていくには困難を極める。また、入居者の80%以上が65歳以上の高齢であるため、健康面での配慮も必要になってくる。したがって、サポーティブハウスでの支援は、基本的な生活習慣を身につける支援とともに、入居者の通院介助や投薬管理、食事管理などの支援が行われている。高齢者中心の入居者の中には、介護を要する入居者や痴呆の症状がある入居者も多いため、緊急の場合での対応が必要になってくる。そのため、表2に示すようにサポーティブハウス内には24時間体制で職員が常駐しており、入居者の支援を行っている。

これらの健康管理に関する支援以外にも、サポーティブハウスごとに、独自の催しや行事が積極的に実施され、生きがいづくり、つながりづくりに関連した支援も活発に行われている。しかし、入居者が高齢である上に、個々の健康状態や身体機能のレベルも異なるので、それぞれの希望に応じた対応が求められる。こうした多様なニーズに対して活用されるのが、表3に示す釜ヶ崎で活動する支援団体のサポートプログラムである。これらの支援団体では、野宿生活を脱するための支援に加えて、野宿生活後に必要と思われるサポートを新たに追加し、健康改善や疾患予防に関する相談業務や、安否確認などのケースワーク的な支援を開始している。また、支援者－当事者という支援関係にとどまらず、当事者同士が助け合う自助グループや、趣味や特技を活かしたサークル活動のサポートなども手がけられており、多様な支援の展開がみられる。このなかでも、普遍的に存在するのは、やはり介護へのニーズであろう。サポーティブハウスの中には、同じ建物の中に介護事業所を併設し生活支援とあわせて介護サービスを実施し複合的なサービスを展開しているケースもある。しかし、サポーティブハウスがそもそも簡易宿泊所の建物を転用であることを考えると、3畳一間の個室内に介護ベッドの設置やバリアフリーの問題等、サービスを受ける上で困難な場面が多くみられる。そのため、要介護度が高くなった場合、サポーティブハウスに住み続けられないといった問題が出てくる。こうした建物の構造上の問題に関しては、サポーティブハウス入居以降の居住のステップとして、一部屋6畳程度のグループホームの運営を新たに開設したり、近隣のグループホームや特別養護老人ホームとの連携を図ったりするなどして、入居者の野宿生活後のニーズから加齢に伴うニーズの変化に合わせた「出口」を用意することでカバーされている。さらには、亡くなった後の葬儀・墓地まで用意されたサポーティブハウスもあり、まさに、死ぬまで安心して暮らせる「終の住処」としての機能も付与されつつある。

表2 主なサポーティブハウスでのサポートプログラム(2005年1月現在)

サポーティブ ハウス	設立・転換	共通するサポート	独自のサポート	備考
A	2000.9		配食サービス スポーツサークル 介護保険事業所併設 近隣保育園との交流 合同墓地の建立	単身女性を受け入れ 緊急保護の受け入れ
B	2001.6	24時間スタッフ常駐 生活保護の申請手続き 安否確認		
C	2001.9			
D				
E				
F	2000.9	金銭管理 共同リビングの設置 健康診断・結核検診の実施 介護ヘルパーの受け入れ	地域通貨を利用したモーニング喫入居者参加のボランティアサークルの支援 歌の会・ヨガ教室・足裏マッサージ グループホームの設立 館内放送	経営者が地区の民生委員を担当 西成区社会福祉協議会の事務
G	2000.11	ボランティアの受け入れ	地域通貨を利用したモーニング喫入居者参加のボランティアサークルの支援 近隣保育園との交流	経営者が町会長 夫婦世帯の受け入れ 緊急保護の受け入れ
H	2001.12	旅行・遠足 地区内の救護施設、更生施設との連携	モーニング喫茶 定期的に演芸会を実施	夫婦世帯の受け入れ
I	2002.2	通院介助 投薬管理	高齢者向け緊急電話の設置 月1回の食事会	大阪市社会適用訓練事業の認定

\*A～Eのサポーティブハウスは同一の経営者によって運営

(各サポーティブハウスの職員からの聞き取りより筆者作成)

表3 各支援団体におけるサポートプログラム

支援団体	開始年	支援プログラム
NPO釜ヶ崎支援 機構福祉部門	1999	高齢者特別清掃作業、生活保護申請の手助け、 住所設定、年金手続き、借金清算、日常金銭管理、 病院訪問、アパート訪問
釜ヶ崎医療連絡 会	1996	生活保護申請の手助け・施設保護→居宅保護の支援
つきみそうの会	1999	高齢者共同労働組合活動、訪問医療相談、安否確認・巡回訪問
さつきつじ会	1998	医療相談、サラ金相談、転居相談、居宅保護支援、 安否確認事業、親睦活動
喜望の家	1975	アルコール依存症患者の自立支援(同系列としての ぞみ作業所、グループホームジョイ)
釜ヶ崎のまち再生 フォーラム	1999	高齢者を支える会(サポーティブハウスの入居者および 経営者の支援)・ボランティア連絡会 地域通貨委員会(主にサポーティブハウス入居者を対象、「カマ通貨」を利し、高齢者のコミュニケーション・生きがいづくりの場を提供)
萩之茶屋第六町 会	2002	サポーティブハウスが4件集中する地区。元野宿者が大部分を占めるサポーティブハウス入居者を地域の住民としてとらえ直し、参加をうながすことで、ソーシャルインクルージョンの理念に基づいた町会活動を展開。
紙芝居サークル 「むすび」	2003	サポーティブハウス入居者による紙芝居劇団を主宰

(聞き取りにより筆者作成)

#### 4) 地域定住化の傾向

サポーティブハウスは、設立当初、野宿生活から地域生活に移行するまでの支援を目的とした短期間入居型住宅として設立されたものだった。簡易宿泊所からサポーティブハウス転換する際に、共有スペースの拡充などのリフォームは行われたものの、部屋の広さや設備は簡易宿泊所当時のまま変更されていない。前節で述べたように、簡易宿泊所の設備は、日雇い労働者の短期の滞在用にしか設計されていないため、それぞれの居室は平均3畳と非常に狭く、介護などの問題が生じた場合、長期にわたる居住に対応しているとは言い難い。そのため、生活が落ち着いた入居者の中には、釜ヶ崎内外のワンルームマンションや文化住宅などに転居していくケースもみられるようになってきた。その一方で、サポーティブハウスでの永住を強く望む入居者も多く現れてきている。このよ

うな入居者の定住化志向の背景には、入居者自身が身寄りもなく、他に行き場所もないという理由があるものの、サポートハウスの居室の設備より生活・介護支援や人間関係を重視し、永住の場として積極的に選択する傾向が強くなっている。あるサポートハウスの職員は次のように語っている。

転居は少ないわけじゃないけど、(入居者に) 根がはってきたっていえばいいのかしら。ほとんど動きがなくなってきたのよねえ。落ち着いてきたっていうのかしら。転居組は大体が病院ですよねえ。転居した人でも、S(看板架け替え型住宅)に転居していったYさんだってねえ、よく顔出し。こないだなんて、ここ部屋あいてへんの?なんてこと言い出して…。どうしたん?何かあったん?ってきいてみたら、Sには友だちがおらんから、って言うよ。やっぱり、人間のつながりなのかしらねえ。友だちとか知り合いとか…。

また、転居者に関しては、その転居先が釜ヶ崎内や釜ヶ崎近隣に集中している。図4は4つのサポートハウスにおける転居者の移動先をグラフで示したものである。全96ケース<sup>12</sup>のうち、釜ヶ崎内での転居が45%、釜ヶ崎の近隣のワンルームマンションや木賃アパートへの転居が21%と、転居者の約7割が、釜ヶ崎内もしくは近隣となっている。

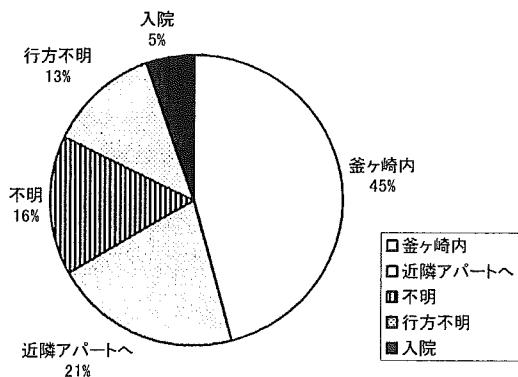


図4 サポートハウス入居者の転居先  
(サポートハウススタッフからの聞き取りをもとに作成)

あるサポートハウスから釜ヶ崎内のアパートに転居した男性は、次のように語っている。

やっぱり、カマ(釜ヶ崎)やろう。カマ以外でわしが知つるのは天王寺と東灘だけや。天王寺の寮は追い出されたし、故郷(神戸市東灘区)には家族はおらん。…扇町公園にはテントは残してあんねん。けど、もう知った顔はおらなくなってしまったやろし。…だいいち、70年以上生きてきて40年はカマで暮らしたるもんなあ。つれ(友だち)も多いし、飲み屋のママさんたちもおるやろ、もう、他に移るのは難儀やなあ。

また、別の男性は、

ここだったら、何でも安上がりなんですよ。飯は高いと思いますがね。これは違反なんでしょうけど、ノミ屋で安く賭け事もできる。賭け天井があるから大もうけはしないけど、気をつければ大損もしない。酒だって安く飲めるし。ギャンブルと酒が好きなこんな私にとっちゃ、安く遊べるここは天国みたいなところなんですよ。だってね、もし大損してその月、金が無くなってしまっても、ほら、あそこ、公園のね、炊き出しに並ぶんですよ。こないだなんて乾パンをたくさんもらいましてね。まだそこに残りがあるでしょう。…食べるのには困らないのは、ここくらいのも

んでしょうよねえ。

これらの語りに代表されるように、サポートハウスからの転居者には釜ヶ崎が住み慣れている、物価が安い、福祉が受けられる、知り合いがいる、お金が無くなっても炊き出して食べていけるなどの積極的な理由で釜ヶ崎内や近隣に留まる傾向が強くなっている。また、転居者の中には、礼金敷金を貯めて釜ヶ崎外のワンルームマンションに引っ越したところ、部屋が広すぎて使い方がわからない、家事ができない、寂しい、元野宿といわれないか近所の人からの目が怖い、などの理由で、再び釜ヶ崎に戻ってくるケースも多いという。

現在のように、サポートハウスが設立され、生活保護制度と民間ボランティアによる複合型の生活支援が行われるまでは、仕事を失い「労働」という生産活動から完全に切り離された日雇い労働者が、「寄せ場」である釜ヶ崎という空間を利用することはほぼありえなかった。しかし、「寄せ場」の機能が衰退する中で生じた、日雇い労働者の野宿生活化とその急増化、そして彼/彼女らを支える支援団体の活動をめぐる相互作用は、「寄せ場」の変容という大きなうねりを引き起こした。その結果、釜ヶ崎の空間のもつ機能が、非定住者へ向けられたものから定住者へ向けられたものへと転換し、元野宿生活者の定住化という形でその機能が表出したのである。

## 5. おわりに－地域における自立支援の課題

釜ヶ崎における野宿者生活者支援は、生活保護制度を活用することで野宿生活者の居宅保護を可能にした。その結果、「寄せ場」としての釜ヶ崎から元野宿生活者である単身高齢男性の生活保護受給者が多く定住する「福祉<sup>13</sup>のまち」としての機能が際立つようになったことが明らかとなった。さらに、各種市民団体やサポートハウスなどの民間支援団体による生活支援は、元野宿生活者の地域生活移行への手助けとなり、再野宿化防止のセーフティーネットとして機能しつつあることも確認できた。こうして釜ヶ崎は、移動と流動性の激しい日雇い労働者が大部分を占めていた労働者中心の空間から元野宿生活者が一市民として地域社会で定住する空間として変容してきたのである。

このように釜ヶ崎に「定住者」が出現したことによって、民間支援団体の活動内容は、旧来の日雇い労働者向けの短期的な支援から、定住者のさらなる「住み続け」へ向けた長期的なビジョンを持った支援へと転換を見せている。そして、こうした定住化支援はネットワーク化され、支援の対象者個人も含めた釜ヶ崎全体をさらに転換させる原動力ともなっている。なかでも、サポートハウスが4軒集中する地区では、住民の増加にともない新たな町内会が結成され、野宿生活者問題を深く理解し、何者をも排除しないソーシャル・インクルージョンの理念に基づいたまちづくりへの取り組みが始まっている。また、昨年、サポートハウス経営者有志によって「NPOサポートハウス連絡協議会」が設立され、生活支援の適正化と充実に取り組みはじめている。このように、点として存在した支援が面となり、釜ヶ崎の地域全体を包括するような取り組みが進められつつある。また、ボランティア団体の中には、コミュニケーションの場を提供するもの、学びの場を提供するもの、居宅保護生活者たちの自助グループなど、当事者のエンパワーメントを目指した支援の形態が目立つようになってきた。これらの新たな動きは、元日雇い労働者もしくは元野宿生活

者が釜ヶ崎に定住し、一市民として主体的に自らの生活を営んでいく支援へと段階を進めていることを示している。このように、元日雇い労働者や元野宿生活者である定住者が増加した現在、定住地として主体的に生活できるコミュニティとしての地域再生の「まちづくり」に期待がもたれてい る。

しかし、課題も多く残されている。一つは、サポート機能をもたない「看板掛け替え型住宅」の問題である。現在確認される問題点として、飲酒、薬物をめぐるトラブルや、金銭の貸し借りならびに隣人どうしのトラブルなどの生活面における問題により、住宅から契約解除を申し渡され転居せざるを得ない居住者が増加している。その結果、架け替え型住宅を転々とするもの、これらの架け替え型住宅と路上を往還するものなど、居宅保護からスピンアウトして再び野宿生活へ戻る「潜在的野宿生活者」も少なくない。野宿生活者は生活保護を受給し、路上から住宅の内部に吸収され、あたかも大阪の野宿生活の問題は解決の方向へ向かっているように見えた。しかし、現実は、野宿生活後の問題が引き続き釜ヶ崎の住宅の建物内あるいは路上に封じ込められ、新たな問題の悪循環を引き起こしている。生活保護を受給し、「畳に上がる」ことができたからといって、それが自立や社会復帰に結びつくわけではない。十分なケアがない限り、居住者の自立や社会復帰には結びつかないし、ひいては釜ヶ崎のまちが「福祉」によって荒廃する可能性も否めないのである。

第二の課題は、生活保護受給者の大部分が人生のうちの数年間しか野宿生活を送っていないにもかかわらず、脱野宿後数年経てもなお、「元野宿生活者」としてまなざされ続けることへの問題である。サポート型ハウスをはじめとする各共同住宅の生活保護受給者の中には、脱野宿生活直後のニーズとは明らかに異なるニーズが生じてきている。そのニーズには、加齢による体調の変化、それにともなう病気や介護の問題など、「元野宿生活者」としてのニーズよりもむしろ単身高齢者としてのニーズがますます大きくなっていくだろう。ただし、そこには大部分の入居者が経験してきた日雇い労働から野宿生活、という通常よりは過酷な労働とそれによって規定してきた生活様式を尊重した個別の対応がなされるべきである。

第三の課題は、地域とのコンフリクトの問題である。ソーシャル・インクルージョンの理念にもとづくまちづくりを提唱しているものの、野宿生活者のみならず、近年の脱施設化の流れにともなう精神病院からの退院者や生活保護施設等退所者の受け入れが増加していること、すなわち「負」のファクターを集中的に地域が引き受けることへの地域住民からの批判も少なくない。こうしたコンフリクトをいかに解消していくかも、地域生活を支援する上で非常に重要な課題となる。

大阪市においては、具体的な自立支援プログラムの策定は未だ実施されていない。こうした課題に対し、あいりん地区におけるサポート型ハウスや生活支援系のNPOなどのインフォーマルセクターによる活動は、今後制度化される生活保護受給者の自立支援プログラムの担い手として十分に機能しうる社会資本として期待できるだろう。しかし、コミュニティという観点からあいりん地域をとらえた場合、流動性の高い日雇い労働者を中心に構成された地域が、従来のコミュニティとしての機能を持ちうるのか、さらには、生活保護受給者をどのようにコミュニティに包摂していくのか、地域の持つ課題は多い。

## 参考文献

- 稻田七海 2005. 「定住地としての釜ヶ崎—「寄せ場」転換期における野宿生活者支援—」, 『人間文化論叢』第7巻, pp.169-183.
- 岩田正美 2004. 誰がホームレスになっているのか?—ポスト工業社会への移行と職業経験等からみたホームレスの3類型—, 日本労働研究雑誌 528: 49-58.
- 大橋薰 1972. 『都市病理の構造』川嶋書店.
- 島和博 1999. 『現代の野宿生活者』学文社.
- ジャパン・ソサエティー 2002. 『NPOとサポートイブハウジング』日本NPOセンター.
- 西澤晃彦 2005. 「排除による貧困—東京の都市下層—」, 『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』: 43-70. ミネルヴァ書房.
- 丹羽弘一 1992. 「寄せ場」釜ヶ崎と「野宿者」, 人文地理 44-5: 545-564.
- 丹羽純生 2004. 寄せ場という空間, 『空間の社会地理』: 120-143. 古今書院.
- 野宿生活居住支援研究委員会 2004. 『寄せ場型地域—山谷、釜ヶ崎—における野宿生活者への居住支援—「自立」支援と結合した居住支援の課題—』財団法人住宅総合研究財団.
- 原口剛 2003. 「寄せ場」の生産過程における場所の構築と制度的実践—大阪・「釜ヶ崎」を事例として—, 人文地理 55-2: 121-143.
- 水内俊雄 2002. 野宿生活者の自立支援へのいくつかの試み—地理学は何をなせるか?—, 『公開セミナー 21世紀の人文地理学』: 3-12. 人文地理学会.
- 水内俊雄 2003. 自立支援事業の課題—野宿生活者調査の結果より—, 季刊 Shelter-less 16: 93-102.
- 森田洋司 1997. 『野宿生活者問題の対応と方向』大阪市立大学文学部社会学研究室.

<sup>1</sup> 日雇い労働者に向けての社会保障制度が皆無であるわけではない。1970年より日雇い労働者の失業保険である「雇用保険日雇労働者被保険者手帳」(通称「白手帳」)が交付されるようになった。この制度は、2ヶ月のうち28日以上の就労があれば、仕事を得られなかった日に失業手当(アブレ手当)が支給されるというものである。就労の記録は、雇用主から発行される保険料印紙を白手帳に貼付することで証明される。

<sup>2</sup> 本稿では、「あいりん地区」と「釜ヶ崎」を区別して記述する。民間支援団体の活動、まちづくり、野宿生活者、生活保護受給者が主体となる場合は当該地域を「釜ヶ崎」と表記し、一方、政策や行政施策について記述する場合は「あいりん地区」と表記する。

<sup>3</sup> あいりん地区は、花園地区、萩之茶屋地区、太子地区、天下茶屋地区、山王地区の4地区から成る。それぞれの地区は、町丁や番地で明確に区切られている。(図1参照)

<sup>4</sup> 釜ヶ崎内の東田町派出所前でひき逃げ事故にあった日雇い労働者に対し、警察が適切な処置をしなかつたことへの労働者の怒りが暴動という形で現れた。500人を超える日雇い労働者が、西成警察署を包囲し、投石・放火など行った。その後も釜ヶ崎では大小23回の暴動が発生している。

<sup>5</sup> 公的サービスの具体的な内容を説明しておく。高齢者特別清掃事業は高齢者を対象とした就労対策事業のことと、高齢日雇い労働者の失業対策事業の一環として行われている。大阪市、大阪府の委託を受けてNPO法人釜ヶ崎支援機構が行っており、釜ヶ崎地区内の生活道路やセンター内などの清掃が主な仕事内容となっている。55歳以上が対象で賃金は日額5700円。登録制であるが登録人数と就労提供人数が折り合わず、一月に2~3回しか就労できないのが現状である。あいりん臨時夜間緊急避難所は、西成区萩之茶屋南公園南の南海電車跡地に設置された2階建てプレハブ4棟の野宿生活者向けのシェルターである。開所時間は午後6時から翌朝5時まで。宿泊用の2段ベッドとシャワーが設置されている。総宿泊数は600人。生活ケアセンターでは野宿生活者が病気やケガをした場合に約2週間を上限に短期間の支援を受けることができる。社会福祉法人自彌館が釜ヶ崎内で運営している救護施設三徳寮に併設されている。この事業は大阪市の補助事業として実施されている。

<sup>6</sup> 生活保護を受給する際には、居宅での受給「居宅保護」と施設に入所して受給する「収容保護」の二つの形態がある。あいりん体制における日雇い労働者、野宿生活者への生活保護の適用は、施設に入所して受給する「収容保護」の形態のみしか認められていなかった。しかし、この運用を違法だとして、日雇い労働者および野宿生活者にも居宅保護を認めることを求めた訴訟(佐藤訴訟)が運動団体の支援のもとに行われた。1998年から4年にわたり裁判が続けられてきた結果、2002年3月に大阪地裁において勝訴の判決を得た。この訴訟が釜ヶ崎での野宿生活者への居宅保護が進められていく大きなきっかけとなった。

<sup>7</sup> 再生フォーラムのメンバーは、その多くが釜ヶ崎内に居住地は持たないものの、釜ヶ崎の地域とかかわりのある仕事や活動を行っている団体職員、ソーシャルワーカー、医師、研究者、後述するサポートイブハウス経営者などで

構成されている。その意味で、あいりん地区に居住する住民に該当するメンバーは存在しない。しかし、再生フォーラム憲章においては、「住民とは誰か」を考えるに当たり、『日雇い労働者だけが住民でもなく、町会や商店会所属の人々だけが住民でもありません。現役日雇労働者・生活保護受給者・野宿生活者・簡易宿泊所経営者・商店会・町会・一般住宅居住者・地域内で勤務する人々など、この地域に生活基盤を置くさまざまなタイプの人々全体をさします。どちらかを排除するのではなく、私たちはそうした人々の共生と社会参加、再参加をめざします。』(<http://www.kamagasaki-forum.com/ja/forum/charter.html>)と定義し、一般的なまちづくりよりも、コミュニティへの包摂、共生、再参加を呼びかけるものとなっている。

- <sup>8</sup> コモングラウンドは1994年にニューヨーク・タイムズスクエア近くの老朽化したホテルを買収し、ホームレス支援の施設としての運営を開始した。これを皮切りに、これまで同様の施設を7軒運営している。特定非営利法人日本NPOセンターが共催で行ったホームレスの住宅供給問題に関する交流プロジェクトをとおして、釜ヶ崎のまち再生フォーラムをはじめとする日本のホームレス支援団体とコモン・グラウンドは接点を持ち始めた。このプロジェクトの一環として行われた訪米交流会において、再生フォーラムのメンバー数人がコモン・グラウンドの施設での研修を行い、そこでの経験をサポートハウスの運営に生かしている。しかし、アメリカと日本の民間支援団体への助成の制度が異なることから、システムのすべてを取り入れることは難しい。そのため支援システムはそれぞれ異なったものとなっている。
- <sup>9</sup> 大阪市の生活保護行政の慣例として、生活保護の受給対象者は、65歳以上の就労不可能な高齢者、または疾病や障害により就労不可能なものとなっている。そのため、この条件に該当しないものは野宿生活という生活困窮状態にあるにも関わらず、年齢に見あった稼働能力（就労能力）を問われるため、保護受給には至りにくい。生活保護制度自体、生活困窮者が無条件で受給できるという理念はあるものの、運用の際には数多くの条件が提示されているのが現状である。また、市町村レベルで制度解釈が異なり、運用上の差異が生じていることも問題点として挙げられる。
- <sup>10</sup> これらは、居室のみを提供する簡易宿泊所転用型の共同住宅である。生活保護受給者受け入れを見込んでの経営転換は1995年ごろからみられるようになり、2000年以降急増した。これらの住宅はサポートハウスとともに、「福祉マンション」という括りで一般的には理解されているものの、サポートハウスのように共同リビングの設置や生活支援スタッフの常駐など、野宿生活者支援のための仕組みが整っていないため、まちづくりの運動の中では、このように呼ぶことで差別化をはかっている。
- <sup>11</sup> この調査は、「寄せ場型地域－山谷、釜ヶ崎－における野宿生活者への居住支援－「自立」支援と結合した居住支援の課題」として実施され、この結果をまとめた報告書は2004年財団法人住宅総合研究財団より刊行された。
- <sup>12</sup> 4軒のサポートハウスでの転居者の行き先とその理由について、サポートハウスの経営者と転居した当事者に筆者自身がヒアリング調査を行った結果による。サンプル数は96。人数の内訳は、釜ヶ崎内44名、近隣アパート20名、不明15名、行方不明12名、入院5名となっている。データは2003年1月のものである。
- <sup>13</sup> ここでの「福祉」の意味は、一般的な福祉の意味とともに、「福祉」を受ける=生活保護を受ける意味での使われ方と両方の認識がある。つまり、高齢者や弱者にやさしいまちという意味と、生活保護受給者が集住するまちという意味の二つの意味が存在する。

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表